

石川県スキー連盟 役員選出規程

第1条 この規程は、石川県スキー連盟(以下連盟という)の役員選任に関する取り扱いを定める。

第2条 役員の数、下記によるものとする。

副会長	6名以内
理事長	1名
副理事長	4名以内
常任理事	6名以内
理事	43名以内(理事長、副理事長、常任理事を含む)

第3条 理事の構成は、下記によるものとする。

地域代表理事	11名以内
専門部会代表理事	15名以内
高体連代表理事、中体連代表理事	各1名
会長推薦理事	15名以内

第4条 地域代表理事の選出方法については、所属団体を白山・金沢・県南・県北の4ブロックの地域とし各ブロックに2名選出するものとする。但し、白山ブロックは1名、金沢ブロックは2名を追加する。

2 地域代表理事は次期選出の際に各地域の代表者となり、各地域代表理事を選考し選出する。

3 地域ブロックは、次のとおりとし所属団体の詳細は、別途に所属団体名簿による。

(1) 白山ブロック

白山市、野々市市に位置する所属団体

(2) 金沢ブロック

金沢市に位置する所属団体

(3) 県南ブロック

小松市、能美市、加賀市、川北町に位置する所属団体

(4) 県北ブロック

かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市、珠洲市、内灘町、津幡町、宝達志水町、志賀町、中能登町、穴水町、能登町に位置する所属団体

第5条 役員の任期は2年とし、その任期期間は7月1日から翌々年の6月30日とする。

2 役員のうち、理事の年齢は、新たな任期の時点で70歳を超えないものとする。

第6条 本規程の変更、廃止は理事会の議決による。

附 則

この規程は令和4年5月26日より施行する。